

# レンタサイクル利用規約

1. 利用方法
  - ・ご利用当日に、朝来市観光情報センターにお越しください。
  - ・利用者は貸出手続きの際に利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分証明（運転免許証、健康保険証、学生証、パスポートなど）を提示してください。
  - ・利用申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。
  - ・自転車は予め点検調整を行っておりますが、利用の前に必ずブレーキやハンドルなどの不具合がないかを確認してください。
  - ・貸し出した施設にご返却ください。
2. 貸出時間
  - ・朝来市観光情報センター 9:50 ~ 16:40（ご利用の受付は16:00まで）
  - ・利用者から連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎる等、観光協会が悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置を取ることがあります。
3. 貸出期間
  - ・3月～11月（12月から翌年2月は休業）
4. 利用料金  
（1台当り）

	1日
普通自転車	500円
電動アシスト自転車	1,000円
5. 貸出・返却
  - ・朝来市観光情報センター 電話：079-679-2222
6. 利用条件
  - ・貸出は1人につき1台となります。
  - ・安全のため、小学生以下の方のご利用はお断りする場合があります。また、中学生以下の方の利用は保護者同伴に限ります。
  - ・利用期間は1日ごとで原則日を連続して貸出しは出来ません。
7. 利用注意点  
（厳守事項）
  - ・ご利用になる前には必ずブレーキやハンドルなどに不具合がないかをご利用者ご自身でご確認ください。
  - ・交通法規を厳守し、交通事故にはくれぐれも注意して、安全運転を心掛けてください。
  - ・自転車を離れる際は、必ず施錠してください。また、道路上に自転車を放置しないでください。
8. 故障・盗難・紛失・放置
  - ・利用期間中に盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに観光情報センターまで連絡してください。
  - ・利用者に起因する故障、損傷、放置については、その取引および修理・回収に要する費用を利用者が負担するものとします。
  - ・貸し出し中に自転車が盗難にあった場合、利用者は観光協会が指定した金額を支払うものとします。カギの紛失等についても同様とします。
  - ・利用期間中に事故に遭遇したり、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、観光協会は一切の責任を負いかねます。

9. 事故
- ・利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、朝来市観光情報センターに事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告して下さい。
10. 禁止事項
- ・利用者は次の行為をしないでください。
    - (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
    - (2) 危険箇所・不適切な場所での利用
    - (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
    - (4) 自転車又は付属品の改造等現状の変更
    - (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
    - (6) 利用申込者以外の第三者に使用させること。
    - (7) 自転車を譲渡、質入れなどの処分すること
    - (8) その他、公序良俗に違反する利用
11. 利用取消
- ・利用者が利用規約に違反した場合は、貸出中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。
  - ・利用取消の場合、受領した基本利用料金の払い戻しは一切いたしません。
  - ・利用規約の違反により、観光協会または、第三者が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。
12. 規約の変更
- ・当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。
13. 個人情報
- ・利用者の個人情報は、当レンタサイクル業務及び観光協会の事業活動に関する分析・統計以外の目的には使用いたしません。
14. その他
- ・メンテナンス等安全点検並びに自然災害、その他の事情により、事前に告知することなく自転車の貸し出しを中止する場合があります。
  - ・自転車の数に限りがあり、貸出状況により利用できない場合があります。

**【お問い合わせ先】**

朝来市観光情報センター

住所：朝来市生野町口銀谷 229-5

TEL：079-679-2222 FAX：079-679-2222

営業時間：9：50～16：40